

公立大学法人広島市立大学内部質保証委員会規程

平成22年4月1日

規程 第 9 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学組織規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第1号）第12条第2項の規定に基づき、内部質保証委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己評価に関する事項
- (2) 中期目標、中期計画及び年度計画に関する事項
- (3) 内部質保証に関する事項
- (4) 法人及び大学の運営に係る企画に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自己評価等に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 研究・地域貢献担当理事
- (3) 教育・学生支援担当理事
- (4) 法人経営担当理事
- (5) 学部長・研究科長
- (6) 広島平和研究所長
- (7) 内部質保証・I R担当副理事
- (8) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めて任命する者

2 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

3 委員会に副委員長を置き、研究・地域貢献担当理事をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 前条第1項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の3分の1以上の者が委員会の招集を請求したときは、委員会を招集しなければならない。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

- 2 前項の規定により委員会に出席した委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(専門委員会)

第9条 委員会に、第2条各号に掲げる事項を検討させ、及び実施させるため、専門委員会を置くことができる。

- 2 前項の専門委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(自己評価報告書の作成及び公表)

第10条 委員会は、自己評価を行ったときは、その結果を取りまとめた報告書を作成し、これを公表するものとする。

(内部質保証の取組等)

第11条 理事長は、内部質保証の取組を推進するとともに、自己評価の結果改善の措置を講じる必要があると認めるときは、当該措置を講じることとする。

(事務)

第12条 委員会に関する事務は、事務局企画室において遂行する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。